

公益社団法人寒河江青年会議所庶務規程

第1章 目的

(目的)

第1条 本規程は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるために事務局、会計経理、慶弔、旅費等に関する事項を規定する。

第2章 事務局

(事務局)

第2条 事務局には事務局長1名、会務理事2名を置き、事務局の管理にあたる。

(議事録の管理)

第3条 総会及び理事会の議事録は、事務局長がこれを管理し事務局に備えつけるものとする。

(文書等の整理、保存)

第4条 事務局は事業年度毎に次の分類に従い、文書等を整理、保存しなければならない。保存の方法はデジタル化でも可能とする。

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1) 本会議所の定款並びに諸規程 | (永久保存) |
| (2) 総会及び理事会の議事録 | (10年間保存) |
| (3) 本会議所内部の文書 | (〃) |
| (4) 日本J C及び他J C関係の文書綴 | (〃) |
| (5) 本会議所及び日本J Cの会報とニュース綴 | (永久保存) |
| (6) 事務局日誌 | (5年間保存) |
| (7) 受発信簿 | (1年間保存) |
| (8) 会計諸帳簿 | (永久保存) |
| (9) 前項に属さない文書 | (1年間保存) |

第3章 会計経理

(諸帳簿)

第5条 本会議所の会計に用いる諸帳簿は次の通りとする。

- (1) 帳簿 (総勘定元帳、現預貯金出納帳、会費徴収簿)
- (2) 決算及び諸表 (貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書、財産目録、)
- (3) 伝票 (入出金伝票、振替伝票)

(予算)

第6条 予算は本会議所定款第21条、第38条の定める処により理事会において案を作成し、理事会の議決を経なければならないが、案の作成にあたっては各委員会の計画を尊重すると共に計算基礎を正確且つ具体的に然も実行可能であるように注意しなければ

ならない。

(予算の執行)

第7条 予算の執行は担当委員長の権限とする。執行にあたっては計画を綿密に立て冗費をはぶき、効果的に運用することに努めなければならない。但し、予算の主旨を逸脱するような場合は理事会の議決を経なければならない。

(決算書)

第8条 単位事業が終わったときは、担当委員長は速やかに決算書、証憑及び関係書類を備え理事会に提出し承認を得なければならない。

(金銭の出納)

第9条 金銭の出納は公益担当財政局長の職務とする。但し、日常の経費に充てるため小口の現金を事務局に預けたり、或は事業活動の資金として予算の一部を担当委員長に前渡しすることは差支えない。

(出納に必要な書類)

第10条 出納にあたっては次の証憑を揃え必ず記票し、これらの書類は期日順に整理しておくものとする。

- (1) 収入について発行した領収証控
- (2) 支出については受領した領収書
- (3) 領収書徴収不能のものについては受領不能理由を記載した支払証明書

(出納帳)

第11条 出納はつとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし、理事長印を使用する。

(決算書の作成)

第12条 会計を担当する理事は、決算にあたって前払費用、未収金、未払金等を整理し仮払金、仮受金等は原則として夫々担当の科目に振替え、関係帳簿を照合、且つ整理し銀行預金残高証明等証憑書類をそろえ速やかに定款第45条に定める決算書類を整えなければならない。

(決算書類の審議)

第13条 理事会は、会計を担当する理事より提出された決算書類を審議し、監事の監査を受けなければならない。その期に生じた剰余金は理事会の決議により一部を繰越金として繰入れることができる。

(財源の保管)

第14条 会計を担当する理事は領主書、見積書、納品書、請求書を整理し、通帳、小切手帳は事務局金庫にて保管する。

(監事の職務)

第15条 監事は、定款第29条の規定に従い、予算執行の状況を監査すると共に次の事項を監査し、総会に報告しなければならない。

- (1) 決算書類の監査
- (2) 事業の監査
- (3) 帳簿、書類、伝票及び証憑書類の照合
- (4) 現金及び預金残高の確認
- (5) 帳簿、書類、伝票及び証憑書類の保存の状況
- (6) その他会計監査上必要な事項

(会計帳簿)

第16条 会計帳簿は次の区分に従い保存するものとする。

- (1) 決算書類 (永久保存)
- (2) その他の会計書類 (〃)

第4章 慶 弔

(慶弔費)

第17条 正会員の慶弔に関しては次の規準により慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

- (1) 会員の結婚 5,000 円
- (2) 会員の死亡 10,000 円及び花輪
- (3) 会員の病気 3,000 円 (2週間以上病臥の場合)
- (4) 会員配偶者の死亡 5,000 円及び供物
- (5) 会員の両親及子女死亡 5,000 円及び供物
- (6) 第一子誕生祝 3,000 円

以上の外必要と認めたときは理事会の協議によりこれを決定する。

第5章 旅 費

(旅費)

第18条 本会議所の用務をもって理事会より依頼又は承認を受けて出張した場合、旅費を支給することが出来る。

第6章 規程の改廃

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、平成30年8月31日より施行する。